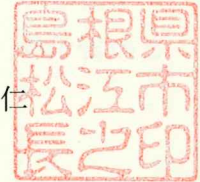


松江市告示第 40 号

松江市結核予防費補助金交付要綱（平成 30 年松江市告示第 424 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 月 18 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(申請手続) 第 6 条 略 <u>2 規則第 4 条第 3 項ただし書の規定により、前項の規定によるこの補助金の申請は、補助事業の完了後に行うことができる。</u> <u>3 第 1 項の申請(前項の規定により事業の完了後に行うものを含む。)</u>は、補助事業を行う年度の <u>2 月末日</u> までに行わなければならない。 (着手届及び完了届の省略) 第 7 条 前条の申請を補助事業の<u>完了後</u>に行う場合に限り、<u>規則第 11 条ただし書の規定により、この補助金に係る</u>着手届及び完了届<u>の提出</u>は、これを省略する<u>ものとする。</u>	(申請手続) 第 6 条 略 <u>2 前項</u> の申請 _____ は、補助事業を行う年度の <u>11 月 30 日</u> までに行わなければならない。 <u>3 第 1 項の申請は、規則第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、事業の完了後に行うことができる。</u> (着手届及び完了届の省略) 第 7 条 前条の申請を補助事業の<u>実施後</u>に行う場合に限り、<u>規則第 11 条の規定による</u> _____ 着手届及び完了届 _____ は、これを省略<u>することができるものとする。</u>

(終期) 第 9 条 この補助金の終期は、 <u>令和 6 年 3 月</u> <u>31 日</u> とする。	(終期) 第 9 条 この補助金の終期は、 <u>令和 5 年 3 月</u> <u>31 日</u> とする。
--	--

附 則

この告示は、令和 6 年 1 月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。